

高松漁港の大型冷蔵庫による不法占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求について，地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので，その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成17年12月8日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

高松漁港の大型冷蔵庫による不法占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年10月17日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市瀬戸内漁業協同組合作成の「管理施設の占用・工作物設置許可申請書」，同申請に対する高松市長作成の「許可書」，河港課職員の供述録取書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，氏名不詳の高松市職員は，平成17年7月1日以降の高松漁港の物揚場等の占用料を違法に徴収せず，高松市の公有財産の管理を違法に怠っているのである。本件怠る事実は，地方自治法第242条第1項に規

定する財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。

更に、本件許可申請時点の「高松市漁港条例」第8条第3項では、「占用の期間は1か月を超えることはできない」(工作物の設置の場合は3年以内)と規定されており、特別の必要があると認められる根拠書類は存在しないので、3か月の許可はできないのである。

また、許可申請に係る大型冷蔵庫23個について、高松市職員は、誰の所有かも調査しておらず、大型冷蔵庫23個は、いずれも単にト口箱や秤などを入れる倉庫に類するものであり、冷蔵庫の機能を有するものではないのである。つまり、個人の倉庫代わりに公共の場所を占有しているのである。大型冷蔵庫23個は、いずれも移動することのできるものであり、工作物には該当せず、特定の個人の利益のために、倉庫業者の賃貸料を免れるために公共の場所を使用しているに過ぎないのである。高松市長の許可そのものが違法な許可に該当するものであり、今後は、許可すべきものではないのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「怠る事実」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市(以下「市」という。)の行政財産である高松漁港の物揚場に第三者が大型冷蔵庫を設置し、これを倉庫代わりに使用して占有していることについて、その使用目的に照らして占有許可すべきではなく、仮に占有許可するとしても、当該大型冷蔵庫は工作物に該当しないため、1か月を超える期間の占有を許可すべきではないのに、その期間を超える3か月の占有を高松市長(以下「市長」という。)が

許可した上，その許可期間が経過した後の平成17年7月1日以降は，占用料を徴収しないまま，その占用を継続させていることが，違法または不当に財産の管理および公金の賦課徴収を怠る事実該当するか否かという事項である。

また，監査委員は，法第242条第6項の規定に基づき，請求人に対して，平成17年11月11日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが，請求人からは，新たな証拠の提出はなく，陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は，土木部河港課である。

第3 監査の結果

本件請求について，監査委員は，合議により次のとおり決定した。

本件請求は，措置請求に理由がないものと判断する。

以下，その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は，関係書類を調査するとともに，監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し，その結果，次の各事実を確認した。

(1) 高松漁港の概要

ア 漁港としての種類とその区域

漁港とは，通常，漁港漁場整備法の適用を受けているものをいい，同法第2条において，「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」と規定されている。漁港の種類には，第1種漁港（利用範囲が地元の漁業を主とするもの），第2種漁港（利用範囲が第1種漁港よりも広く，第3種漁港に属しないもの），第3種漁港（利用範囲が全国的なもの），第4種漁港（離島その他辺地にあって漁場の開発または漁船の避難上特に必要なもの）がある。

高松漁港は，古くは西浜漁港と呼ばれ，昭和26年8月21日に旧漁港法（現漁港漁場整備法）第5条第1項の規定に基づき，農林水産大臣から第2種漁港と指定され，昭和27年1月30日に漁港名が西浜漁港から高松漁港に改められ，昭和29年6月26日に，市は，同

法第25条第1項の規定に基づき、香川県から高松漁港の漁港管理者に指定された。

現在の高松漁港の種類および区域は、次のとおりである。

名称	種類	区域	
		水域	陸域
高松漁港	第2種	高松漁港8号防波堤から西80メートルの地点を中心とした半径280メートルの円内の海面 水面積273,500平方メートル	摺鉢谷川右岸，瀬戸内町406番地11から浜ノ町128番地に至る鉄道用地境界線，西浜地区埋立地南北幹線道路ならびにC護岸，D護岸およびE護岸の水際線から60メートルの線の各線で囲まれた地域

イ 漁港施設の概要

漁港施設には、波から漁船等を守る防波堤や護岸等の外郭施設、漁船等を安全に係留させ、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積下ろし等の作業を行うための岸壁や物揚場等の係留施設など様々な施設があり、漁港漁場整備法第3条に規定されている。高松漁港の区域には、次のような漁港施設があり、漁港管理者である市は、同法第36条の2および漁港漁場整備法施行規則第9条に基づき、これらを漁港台帳に記載し、行政財産として管理している。

分類	漁港施設名	規模	
基本施設	防波堤	148.0m	
	護岸	564.5m	
	堤防	1,108.0m	
	岸壁	692.6m	
	物揚場	1,807.1m	
	棧橋	35.0m	
	船揚場	105.0m	
	係船柱	202基	
水域施設	係船環	474個	
	泊地	153,100m ²	
機能施設	輸送施設	道路	601.0m
	航行補助施設	照明施設	61基
	漁船漁具保全施設	漁船修理場	460m ²
		漁具保管修理施設	3,509m ²
	漁港環境整備施設	環境整備施設	1,641m ²

ウ 漁港としての特異性

高松漁港は、平成16年末で組合員774人、うち正組合員299人、準組合員475人で組織する高松市瀬戸内漁業協同組合(以下「瀬

戸内漁協」という。)およびこれに属する組合員が、352隻の漁船を使用して利用している。しかし、高松漁港は、都市の中心部に位置していることから、物揚場や岸壁、護岸の背後に隣接して道路が設置され、その道路の陸側には住宅等の建物が密集しているため、市が管理している男木漁港、西浦漁港、亀水漁港などほかの漁港とは異なり、漁港施設の背後に漁具等を置く野積場、倉庫用地などの漁港関連施設用地が全くなく、漁具保管修理施設用地はあるものの、一か所だけで、全体面積は3,509平方メートルであり、これを利用する漁業従事者等に対比すると極めて手狭である。

(2) 市の漁港管理者としての管理権限および管理状況

漁港管理者は、漁港漁場整備法第26条の規定により、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全および運営その他漁港の維持管理をする責任があり、この漁港管理規程には、同法第34条第1項の規定により、漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全および運営その他漁港の維持管理に関し必要な事項を定めなければならないが、同法第36条の2の規定により、管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならないとされている。

また、漁港管理者は、同法第35条の規定により、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、占用料等その利用の対価を徴収することができることされており、漁港の区域内の公共空地において、土地の一部を占用しようとする者は、同法第39条第1項の規定により、漁港管理者の許可を受けなければならないとされている。そして、漁港管理者は、同法第39条の2の規定により、同法第39条第1項の規定に違反した者に対し、公共空地における土地の一部占有を中止させ、原状回復等を命ずることができる。なお、第39条第1項の規定に違反した者には、同法第45条第3号により、50万円以下の罰金が科せられることになっている。

このようなことから、市は、高松市漁港条例(以下「漁港条例」という。)を制定し、漁港の名称、種類および区域を定め、占用の許可、占用料の徴収および監督処分に関する条項を規定し、市が管理する漁港の維

持管理に努めてきたが、漁港施設の利用または使用について、届出または許可を要することとし、その管理の適正を図るとともに、届出をし、または許可を受けた者からそれぞれ利用料または使用料を徴収する等のため、漁港条例を高松市漁港管理条例（以下「漁港管理条例」という。）として改正し、平成17年7月1日から施行している。

また、市は、改正後の漁港管理条例の円滑な施行を図るため、漁港管理条例施行前においても、準備行為として占用許可申請ができることとし、漁港の適正な維持管理に必要な関係例規を整備する一方、規定に基づく届出や申請に関する指導を行うとともに、随時、漁港内を巡回して監視に努めている。

- (3) 市が平成17年3月30日付け許可書により、瀬戸内漁協に対し、同日から同年6月30日までの間、高松漁港の漁港施設である物揚場を漁具保管庫（大型冷蔵庫を転用したもの）に使用する目的で占用する許可をした経緯およびその適法性

ア 市の上記占用許可に関する規定

漁港条例では、管理施設を占用しようとする者は、漁港条例第8条第1項の規定により、市長の許可を受けることが必要であり、当該許可を受けようとする者は、高松市漁港条例施行規則（以下「漁港条例施行規則」という。）第6条の規定により、管理施設の占用・工作物設置許可申請書を市長に提出しなければならず、占用の期間は、漁港条例第8条第3項の規定により、1か月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、3年）を超えることができないとされており、占用許可に係る占用料については、漁港条例第9条第1項の規定により、漁港条例第8条第1項の規定による占用の許可を受けた者からは、占用料を徴収するとされていた。

イ 市が上記占用許可をするに至った経緯

高松漁港の物揚場には、かねて多数の大型冷蔵庫が設置されて不法占用されていた事実があり、当監査委員は、本件請求人の平成16年8月30日付け住民監査請求に基づき監査した結果、同年10月25日付け監査結果において、市長に対し、不法占用に係る大型冷蔵庫の

撤去等の措置を講じることなどを勧告したところ，市は，平成17年3月31日付け書面により，同月24日に大型冷蔵庫26台のうち3台を撤去させた旨の措置通知を行った。

しかし，残り23台の大型冷蔵庫は，8号物揚場に11台，4号物揚場に3台，5号物揚場に4台，階段物揚場に3台，9号物揚場に1台，2号突堤物揚場に1台それぞれ設置された状態のまま残されていたが，それらはいずれも保冷車の荷台に装備されていた廃品の冷蔵庫部分を再利用して，魚網やトロ箱（魚を入れる箱），計量器等を保管するための漁具保管庫として使用しているものであり，前記住民監査請求の監査結果による勧告があった後，その所有者らが瀬戸内漁協と協議し，高松漁港の物揚場での当該大型冷蔵庫23台設置についての占用許可を得るため，同月28日，瀬戸内漁協名で一括して，市に対し，漁港条例および漁港条例施行規則に基づき，上記物揚場の占用許可申請を行った。

これを受理した市は，大型冷蔵庫のすべてがすでに冷蔵庫としての機能はなく，2台は直接地上に設置されているものの，5台は木の台の上に，16台はコンクリートブロックの台の上にそれぞれ設置され，漁具保管庫として専ら漁業の用に供されるものであり，前記の高松漁港の特異性から，その占用を許可するのが相当であると判断し，その形状や重量などから容易に移動させることができない工作物の設置による占用であると認め，漁港条例に基づき，同月30日付けで，同日から同年6月30日までを占用許可期間として，占用を許可している。

なお，この占用許可の終期を同年6月30日までとしたのは，当時すでに同年7月1日から改正された漁港管理条例が施行されることが予定されており，その施行との整合性を考慮したものである。

ウ 市がなした上記占用許可の適法性

上記占用許可は，高松漁港の物揚場に大型冷蔵庫を設置することにより，当該設置部分を漁具保管庫として占有することについて，漁港条例等に基づき，瀬戸内漁協が一括して申請を行い，市長が同年3月30日から同年6月30日までの期間，占有することを許可したもの

である。

漁港施設である物揚場に大型冷蔵庫を設置するのは、高松漁港が市の中心部に位置していることから、物揚場や岸壁、護岸の背後に隣接して道路が設置され、その道路の陸側には住宅等の建物が密集しているため、漁港施設の背後に漁具等を置く野積場、倉庫用地などの漁港関連施設用地が全くなく、漁具保管修理施設用地はあるものの、一か所だけで、全体面積は3,509平方メートルと手狭であるという現象から生じたことであり、市は、高松漁港の特異性を考慮し、漁港施設である物揚場での大型冷蔵庫の設置は、漁業活動を行う上で必要であると判断し、その占用を許可している。

そして、その占用許可期間については、漁港条例第8条第3項で、「占用の期間は1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、3年）を超えることはできない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りではない」と規定されており、市は、大型冷蔵庫は高さが2メートル以上で10平方メートルもの大きさがあるものもあり、相当の重量があるため容易に移動させることができないものであることから、これらが工作物に該当すると認定し、工作物の設置を目的とする占用の期間は3年を超えることができない旨の漁港条例の規定に則り、かつ、漁港管理条例が同年7月1日に施行されることに配慮して、同年3月30日から同年6月30日までを占用許可期間としている。

なお、占用許可に係る占用料については、漁港条例第9条第1項の規定により、漁港条例第8条第1項の規定による占用の許可を受けた者からは、占用料を徴収するとされており、市は、上記占用許可についても、所定の占用料を徴収している。

- (4) 瀬戸内漁協が上記占用許可期間経過後の平成17年7月1日以降も高松漁港の漁港施設である物揚場を上記漁具保管庫に使用して占用を継続している事実に関する市の認識と対応

瀬戸内漁協の前記占用許可期間が経過した同年7月1日以降においても、高松漁港の物揚場での大型冷蔵庫の設置状況等には何らの異同も

なく、大型冷蔵庫による占有は継続されている。

市は、同年7月1日以降も、大型冷蔵庫による占有が継続されていることを確認しており、その設置状況等は、同年3月30日付けの占有許可と同じ事情に基づくものであることから、再度、瀬戸内漁協名で一括して同年7月1日以降の占有許可申請書が提出された場合は、許可する事情に何ら変動もないところから、これを受け付け、新たにその後の占有を許可する方針であった。

しかし、市では、改正された漁港管理条例に基づき、高松漁港の漁港施設の管理業務および利用料、占有料または使用料の徴収事務を瀬戸内漁協に委託する方針を立て、瀬戸内漁協との間で、その委託契約に係る協議を行っていたところ、これが難航し、その影響で同年7月1日以降の占有許可申請手続が遅滞した。市は、前記占有期間経過後も瀬戸内漁協と協議を続け、占有許可申請方法等の決定に日数を要したが、最終的には、大型冷蔵庫の所有者個々から占有許可申請を行い、これに対して市長が占有許可し、占有料も所有者個々から徴収することとして、所有者との協議を進めることとなった。

(5) 平成17年7月1日以降の高松漁港の漁港施設である物揚場の上記漁具保管庫使用による占有の適法性と占有料徴収の有無

高松漁港の物揚場には、同年7月1日以降も引き続き漁具保管庫として転用した大型冷蔵庫が設置されていたにもかかわらず、市と瀬戸内漁協との前記委託契約交渉難航等の事情のため、その占有についての許可手続がとられず、違法な占有状態が生じたことは否定し難いが、同年10月18日に、当該大型冷蔵庫23台のうち22台の所有者それぞれから、同年7月1日から平成18年3月31日までを占有期間とした占有許可申請書が提出され、市長は、平成17年10月20日付けで、その占有を許可している。

この占有許可は、申請人名義は異なるものの、同年3月30日付け占有許可と同趣旨の理由によりなされたものであり、高松漁港を利用する漁業従事者にとって、同漁港の特異性から生じている不便を補完するため、漁港施設本来の機能に支障を及ぼさない範囲内で、その利用を調整

し、円滑な漁業活動を行うことに資するものとして、必要かつ相当なものと認められたことによるものである。そして、占用許可の始期を占用許可申請手続前の同年7月1日としたのは、違法な占用状態を遡及的に是正するためであり、市としては、前記のとおり、占用許可申請があれば、これを許可する方針であったところ、市と瀬戸内漁協との調整が遅れたため、占用許可申請に遅滞が生じ、占用許可に至らなかったことには合理的な理由があるものとして、占用許可申請手続前の占用も容認したのである。

そして、占用許可に係る占用料については、漁港管理条例第9条第1項の規定により、漁港管理条例第8条第1項の許可を受けた者からは、占用料を徴収するとされているところから、市は、同年10月26日までに、その許可を受けた大型冷蔵庫所有者から、それぞれ所定の占用料を徴収している。

また、大型冷蔵庫23台のうち1台は、所有者が不明であり、誰からも占用許可申請がなされていないため、占用料は徴収されていない。

物揚場は、本来、漁船の係留や荷さばきのほか、漁業資材の積込み、積下ろし、漁具の一時仮置き等に利用され、円滑な漁業活動の用に供されるための漁港施設として整備されているものであり、市は、その管理者として、これを適正に維持・管理していかなければならない責務があるので、市長の占用許可を得ないまま大型冷蔵庫を設置している者に対し、漁港施設を不法に占有することを是正させるため、何らかの措置を講じる必要があると認識しており、占用許可申請がなされていない大型冷蔵庫1台については、所有者の調査を続けるとともに、文書による警告を行っており、今後、警告等の効果がなければ、市において撤去することとしている。

なお、当該大型冷蔵庫1台の所有者が判明し、その者から市に占用許可申請がなされた場合は、すでに許可済の大型冷蔵庫22台についてと同様に、市長が占用許可する方針である。

このように、市は、漁港管理者として、漁港施設を不法に占有、使用している者に対し、漁港管理条例、同条例施行規則および関係法規を遵

守させ、漁港施設が安全かつ適正に利用されるように努めなければならないと認識しており、漁港管理条例等に則り、漁港施設の適正な維持管理に努めている。

2 監査委員の判断

- (1) 市が、平成17年3月30日付け許可書により、瀬戸内漁協に対し、同日から同年6月30日までの間、高松漁港の漁港施設である物揚場を漁具保管庫に使用する目的で占有する許可をしたことの適法性について
- まず、請求人は、高松漁港の物揚場に第三者が大型冷蔵庫を設置し、これを倉庫代わりに使用して占有していることについて、公共の場所を個人のために使用することは認められず、その占有を許可すべきでなく、仮にその占有を許可するとしても、大型冷蔵庫は工作物には該当しないので、漁港条例の規定により、1か月を超える期間の占有許可をすることは認められないのに、市長がその期間を超える3か月の占有を許可していることは違法であると主張しているので、この点について検討する。

ア 高松漁港の物揚場には、「監査により認められた事実」③のイおよびウで示したとおり、かねてから、魚網やト口箱、計量器等を保管するための漁具保管庫として転用した大型冷蔵庫が設置され、その設置部分の漁港施設が占有されており、その占有については、漁港条例等の規定により、占有者が市長に対して占有許可申請をなし、その許可を受けることが必要であるところ、長期間、その手続がとられないまま経過し、その違法性を指摘する住民監査請求に基づく監査委員の監査結果による勧告を経て、同年3月28日に当該大型冷蔵庫の所有者が瀬戸内漁協と協議した上、瀬戸内漁協名で一括して、市に当該大型冷蔵庫23台分の占有許可申請を行い、これを受けた市長が同月30日付けで同日から同年6月30日までを占有期間とする占有許可をなし

ている。

イ 漁港を組成する漁港施設については、「監査により認められた事実」①および②で示したとおり、市が漁港管理者として、漁港漁場整備法およびこれに基づく漁港条例により管理しており、漁港施設を占有しようとする者は、漁港条例第8条第1項の規定により、市長の許可を

受けなければならず，市長は，同条例第 9 条第 1 項の規定により，許可を受けたものから占用料を徴収するとされているが，その許可を行う基準については，漁港条例上，特に規定はなく，すべて許可を与える漁港管理者である市長の裁量に委ねられており，市長は，占用の必要性とこれによる漁港施設の本来の機能に及ぼす影響を慎重に考慮して，占用許可の可否を決定すべきものと判断される。

ウ 漁港は，本来，漁業従事者の用に供せられるものであり，できる限り漁業従事者の便にかなった活用が図られる必要があるところ，高松漁港は，「監査により認められた事実」(1)のウで示したとおり，都市の中心部に位置していることから，物揚場の背後がすべて道路に面し，漁具等を置く野積場，倉庫用地などの漁港関連施設用地が全くないという特異性があり，そのような状況の中で，漁業活動を行う上で必要な漁具保管庫として転用した大型冷蔵庫を設置するためには，漁港施設である物揚場を使用せざるを得ない事情があることを考えると，市長が，当該大型冷蔵庫 2 3 台の物揚場での占用許可申請に対して占用許可したことは，相当であると言わなければならない，何ら違法性は認められない。

エ 当該大型冷蔵庫は，「監査により認められた事実」(3)のイおよびウで示したとおり，保冷車の荷台に装備されていた廃品の冷蔵庫部分を漁具保管庫として再利用したもので，専ら漁業の用に供するものであり，すでに冷蔵庫としての機能はなく，金属製で巨大なものであるため，相当の重量があり，地上に直接またはコンクリートブロックないし木の台の上に固定して設置されているもので，容易に移動させることができないものである。

土地の工作物とは，一般的に，土地に接着して人工的作業を加えることによって成立した物であり，建物，道路，橋，高压電柱等がこれに該当するものとされており，市は，当該大型冷蔵庫はその形状，重量，大きさおよび設置状況から，これを工作物と認定し，漁港条例第 8 条第 3 項で，一般の占用の期間は 1 か月を超えることはできないものの，工作物の設置を目的とする場合は 3 年を超えない期間を認めて

いる規定を適用し、当該大型冷蔵庫の占用許可申請に対して、同年3月30日から同年6月30日までの期間を占用許可しているが、その判断に何ら違法性は認められない。

オ そして、市は、占用許可した瀬戸内漁協から、漁港条例第9条第1項の規定に従って、占用許可期間に係る所定の占用料を徴収しているので、何ら違法はないと言わなければならない、上記占用許可に関する請求人の主張は認められない。

- (2) 上記占用許可期間経過後の平成17年7月1日以降も、高松漁港の漁港施設である物揚場に、漁具保管庫として転用した大型冷蔵庫を設置して、占用を継続していることに対して、市がとった措置の相当性と適法性について

次に、請求人は、市が、上記占用許可期間後の同年7月1日以降も、高松漁港の物揚場に大型冷蔵庫を設置して占用していることについて、占用料を違法に徴収せず、財産の管理および公金の賦課徴収を違法に怠っていると主張しているので、この点についても検討する。

ア 高松漁港の物揚場には、「監査により認められた事実」(4)で示したとおり、上記占用許可期間を経過した後の同年7月1日以降も、同位置に大型冷蔵庫23台が設置されたまま占用が継続されており、市もこれを確認している。

そして、市は、その設置および使用の状況などが、同年3月30日付け占用許可のときと同じものであることから、同年7月1日以降の占用についても、占用許可申請があればこれを受け付け、占用許可することとしており、許可する事情について、何ら支障はないものと認識していた。

イ ところが、市は、改正された漁港管理条例が同年7月1日から施行されることに伴い、瀬戸内漁協と委託契約についての協議を行っていたところ、これが難航し、同年7月1日以降の占用許可申請書が、瀬戸内漁協名で一括して提出されなかった。

そして、市は、上記占用許可期間経過後も瀬戸内漁協と協議を続け、その結果、最終的には、当該大型冷蔵庫の所有者個々が占用許可申請

を行い、占用料についても所有者個々から徴収することで対応することとなったことを受け、漁港管理条例に基づいた占用許可についての事務処理に当たった。

このように、所有者個々から占用許可申請書を提出させることなどによって事態を収拾することになった結果、「監査により認められた事実」(5)で示したとおり、同年10月18日に、大型冷蔵庫22台の所有者それぞれから、同年7月1日から平成18年3月31日までを占用期間とした占用許可申請書が提出され、これを受けた市長は、平成17年10月20日付けで占用許可し、所定の占用料を徴収している。

この占用許可は、当該大型冷蔵庫が工作物であると認められるため3年を超えない期間は占用許可することができること、また、高松漁港の特異性を考慮すれば、漁港施設である物揚場に当該大型冷蔵庫を設置することは、漁業活動を行う上で必要であること、およびその占用を許可しても、漁港施設の本来の機能に大きな支障を及ぼすおそれがないことなどから、市が妥当であると判断したものであり、合理的な理由が認められ、相当なものと言えよう。

ウ ただ、この占用許可については、申請手続が遅れたため、その始期を申請日から3か月余りも遡った同年7月1日としており、占用許可の遡及的効力が問題となろうが、その申請手続が遅れたことについては、前述のとおり、合理的な理由が認められ、市としては、事前に申請さえあれば、その占用を許可する方針であったことや、その占用許可に係る占用料を占用許可期間の始期から徴収していることなどを考慮すると、あえてその効力を問題とすることには及ばないものと思料する。

以上の各事実に照らすと、上記の占用許可に関しては、市に財産の管理および公金の賦課徴収を違法に怠っている事実は認められず、この点に関する請求人の主張は理由がない。

エ なお、大型冷蔵庫23台のうち1台は、市が調査したものの、現時点では所有者が判明せず、占用許可申請書が提出されていないので、

許可を受けて占有している状態ではない。

しかし、市は、漁港管理者として、これを適正に維持管理していく責務があり、市長の占有許可を得ないまま、物揚場に大型冷蔵庫を設置している者に対して、不法占有することを是正させるため、何らかの措置を講じる必要があると認識し、当該大型冷蔵庫 1 台について、文書による警告や所有者の調査を行い、今後、占有許可申請がなければ、市において撤去する方針を打ち出しており、適正な維持管理に努めているものと認められるので、違法に財産の管理を怠っているとは言えない。

オ そして、占有許可に係る占有料については、占有許可した大型冷蔵庫 2 2 台の所有者個々から、漁港管理条例第 9 条第 1 項の規定等に基づき、所定の占有料を徴収している。

しかし、占有許可を受けずに大型冷蔵庫 1 台を設置している者は、市に対し、占有許可申請をしておらず、その許可を受けて占有しているものではなく、不法に漁港施設を占有していることになるので、市長は、当該大型冷蔵庫 1 台の所有者に対して、その不法占有によって生じる損害の賠償を請求するか否かは別として、占有料を徴収することができないことは明らかであり、当該所有者から占有料を徴収していない事実をもって、占有料の賦課徴収を違法に怠っているものとは言えない。

漁港を組成する物揚場は、円滑な漁業活動の用に供されるための漁港施設として整備されているものの、現在、大型冷蔵庫 1 台の所有者によって不法占有されているが、このことが直ちに漁港施設の財産的価値を低下させるものではなく、他に実害の発生を認定することも困難であると思料するので、当該不法占有者に対する損害賠償請求を問題にすることは早計である。

カ このような観点から、本件請求について、漁港施設である物揚場は、市によって適正に維持管理され、また、違法または不当に財産の管理および占有料の賦課徴収を怠っているものではないことから、請求人の主張は失当である。

よって、本件措置請求には、理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第35号

高松漁港の大型冷蔵庫による不法占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長（以下「市長」という。）に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成17年12月8日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

高松漁港の大型冷蔵庫による不法占用に係る財産の管理および占用料の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年10月17日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市瀬戸内漁業協同組合作成の「管理施設の占用・工作物設置許可申請書」、同申請に対する高松市長作成の「許可書」、河港課職員の供述録取書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、平成17年7月1日以降の高松漁港の物揚場等の占用料を違法に徴収せず、高松市の公有財産の管理を違法に怠って

いるのである。本件怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。

更に、本件許可申請時点の「高松市漁港条例」第8条第3項では、「占用の期間は1か月を超えることはできない」(工作物の設置の場合は3年以内)と規定されており、特別の必要があると認められる根拠書類は存在しないので、3か月の許可はできないのである。

また、許可申請に係る大型冷蔵庫23個について、高松市職員は、誰の所有かも調査しておらず、大型冷蔵庫23個は、いずれも単にト口箱や秤などを入れる倉庫に類するものであり、冷蔵庫の機能を有するものではないのである。つまり、個人の倉庫代わりに公共の場所を占有しているのである。大型冷蔵庫23個は、いずれも移動することのできるものであり、工作物には該当せず、特定の個人の利益のために、倉庫業者の賃貸料を免れるために公共の場所を使用しているに過ぎないのである。高松市長の許可そのものが違法な許可に該当するものであり、今後は、許可すべきものではないのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「怠る事実」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市の行政財産である高松漁港の物揚場に第三者が大型冷蔵庫を設置し、これを倉庫代わりに使用して占有していることについて、その使用目的に照らして占有許可すべきではなく、

仮に占用許可するとしても、当該大型冷蔵庫は工作物に該当しないため、1 か月を超える期間の占用を許可すべきではないのに、その期間を超える3 か月の占用を市長が許可した上、その許可期間が経過した後の平成17年7月1日以降は、占用料を徴収しないまま、その占用を継続させていることが、違法または不当に財産の管理および公金の賦課徴収を怠る事実に該当するか否かという事項である。

第3 市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。